

船舶事故調査報告書

平成29年12月20日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年8月10日 19時15分ごろ
発生場所	和歌山県みなべ町堺漁港南方沖 紀伊堺港西防波堤灯台から真方位217°570m付近 (概位 北緯33°44.3′ 東経135°19.9′)
事故の概要	プレジャーボート第十二佐平丸は、西進中、干出浜に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月21日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 第十二佐平丸、7.9トン WK2-5132（漁船登録番号）、個人所有 第252-22261号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	右舷ビルジキールに擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期 日没時刻：18時51分ごろ 常用薄明終了時刻：19時17分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族3人を乗せ、和歌山県白浜町の花火大会を観覧する目的で和歌山県田辺市芳養漁港を出港した。 本船は、堺漁港南方沖を西進中、船長が紀伊堺港沖灯浮標（灯質：群閃緑光、毎6秒に2閃光、以下「沖灯浮標」という。）の南方を航行しているつもりでいたところ、干出浜に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首不詳、船尾が約1.3mであった。 船長は、昼食時の12時ごろから18時ごろまでの間に、焼酎を約500ml飲んでいた。 船長は、GPSプロッターを作動させていなかった。 船長は、紀伊堺港西防波堤灯台（灯質：単閃緑光、毎3秒に1閃光、以下「西防波堤灯台」という。）の灯光を沖灯浮標の灯光と見間違え、沖灯浮標の北方を航行していたことを本事故後に知った。
分析	本船は、堺漁港南方沖を西進中、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、西防波堤灯台の灯光を沖灯浮標の灯光と見間違えていることに気付かず、沖灯浮標の北方を航行して干出浜に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、飲酒の影響により注意力が低下し、西防波堤灯台の灯光を沖灯浮標の灯光と見間違えた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、堺漁港南方沖を西進中、船長が、GPS

	<p>プロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、西防波堤灯台の灯光を沖灯浮標の灯光と見間違えていることに気付かず、沖灯浮標の北方を航行して干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船に当たる場合は、アルコールを摂取しないこと。</li><li>・ 航行に慣れた海域であっても、GPSプロッター等の航海計器を活用し、船位を確認しながら航行すること。</li></ul>